

独立行政法人水産総合研究センターにおける
不適正な経理処理事案に係る調査報告書
(中間報告)

平成26年12月

(独) 水産総合研究センター

【目 次】

I	調査結果の概要	1
II	調査方法	2
III	聞き取り調査・確認	4
IV	確認された事実	5
V	発生要因	5
VI	再発防止策	6
VII	今後の対応	7

I 調査結果の概要

1. 調査の経緯

(1) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、本年3月28日に「不適正な経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）」を公表した。

(2) この事案を受けて、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）においてもDNA合成製品等の購入において、契約とは異なる物品や役務（以下「物品等」という。）を納入した不適正な取引の有無を確認する意味から、平成26年8月21日に外部専門家2名（弁護士1名、公認会計士1名）、内部委員1名の計3名の体制による調査委員会を設置し、調査を開始した。

2. 調査対象年度

センターの会計関係書類の確認が可能な平成21年度から平成25年度

3. 調査の結果

(1) DNA合成製品等の全契約について調査したところ、プリペイド方式により取引が行われたものの契約金額合計が10,099,013円、関与した研究職員（転出者及び退職者（以下「転出者等」という。）を含む。以下同じ。）18名であったことが確認された。

※ DNA合成製品等：遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用する特殊用途のもの及び遺伝子配列の解析用務

※ プリペイド方式：DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座登録し、必要とするDNA合成製品等に係る代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式。

項目	総計	
	契約金額(円)	関与人数(人)
プリペイド方式	10,099,013	18
計	10,099,013	18

(2) このほか、取引業者（代理店及びメーカーをいう。以下同じ。）が保有している、プリペイド方式の出納を記録している帳簿等（以下「帳簿等」という。）に計上されている期首残高 1,401,613円については、センターの文書保存期間外のため、取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。

(3) また、これまでのところ、センターが取引業者に振り込んだ契約代金は全て納入した物品等として費消されている。併せて、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかった。

Ⅱ 調査方法

1. 予備調査

(1) DNA合成製品等の取引に関する調査

DNA合成製品等の契約の実態について、センターの会計システム上で該当すると思われる契約を洗い出した。方法としては、各DNA合成製品等取引業者のホームページ上でプリペイド方式に該当する可能性のある商品名を拾い出し、それらについてセンターの会計システムのデータを用いて契約状況を確認し、該当する契約実績を全て抽出した。

(2) 全職員に対するアンケート調査

研究職員及び一般職員 936名に対し、研究用消耗品並びに成分分析・解析及び理化学機器の修理・保守等に係る役務（以下「研究用消耗品等」という。以下同じ。）の契約について、アンケート調査を実施した。

2. 本調査

(1) 農研機構が平成26年3月28日に公表した不適正な経理処理事案を受け、センターの「独立行政法人水産総合研究センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程」及び「独立行政法人水産総合研究センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、8月21日に調査委員会を設置し、本調査の実施を決定した。

(2) 調査委員会は、本調査の進め方や再発防止策の策定の助言のために、コンプライアンスや会計の専門家として外部専門家2名（弁護士1名、公認会計士1名）、内部委員1名の計3名の調査委員による構成とした。

調査に当たっては関係者へのアンケート調査、聞き取り調査、関係書類の突合を通じ、常に客観性を確保しつつ、徹底した調査を進め、実態の全容解明に努めることとした。

○ 調査委員会の構成及び調査委員会の開催状況（別紙）

(3) 調査方法

① 調査対象の範囲等

調査対象の範囲は以下のとおりとし、調査の過程において、以下に定めた調査対象以外に調査を広げる必要が生じた場合には、適宜追加の調査を行うこととした。

ア 調査対象契約

調査対象契約は、研究職員と取引業者との直接的な接触が、研究業務の遂行に必要となる可能性のある全ての研究用消耗品等の契約とした。

イ 調査対象年度

調査対象年度は、不適正な経理処理の事実を把握できる期間である平成21

年度から平成25年度とした（会計関係書類の確認が可能な文書保存期間5年）。

ただし、各取引業者からの関係書類の入手可能な年度が平成21年度まで遡ることができない場合には調査対象年度を短縮せざるを得ない場合があることに留意することとした。

ウ 対象とする経理処理の範囲

対象とする経理処理の範囲は、預け金、差替え、一括払、プリペイド方式等センターの会計規程で認められていない全ての行為を対象とした。

エ 調査対象者

センターにおける調査を徹底するため、調査対象者は、センターの調査対象年度期間中の全ての研究職員等、経理担当職員（以下、転出者等を含む。）等及び研究用消耗品等の納入実績のある全ての取引業者とした。

なお、現在、退職又は他機関に出向している者であっても調査対象期間中に在籍していた者は調査対象とした。

② 取引業者に対する聞き取り調査・確認

予備調査において、不適正な経理処理を行ったとの疑義が判明した研究職員等と取引関係のあった取引業者に対する聞き取りを行うとともに、当該取引業者に関係する全ての書類の提出を依頼した。提出された書類をセンターの関係書類と突合し不適正な経理処理の有無を確認することとした。

聞き取り調査は、調査期間中において研究、契約業務に関わりのない管理職が行い、最終的に聴取内容を確認調書に取りまとめ、調査委員会が確認することとした。

③ 関係職員に対する聞き取り調査・確認

予備調査において抽出した、経理や検収を担当したことのある一般職員及び全ての研究職員を対象に不適正な経理処理の有無についての聞き取り調査を実施することとした。

聞き取り調査は、客観性、正確性の観点から、調査対象者と直接上下関係や業務上関わりのない者の3名体制で実施することとし、最終的に聴取内容を確認調書に取りまとめ、調査委員会が確認することとした。

3. 具体的な事実認定

以下（1）及び（2）に該当する場合は、プリペイド方式や預け金等の取引があったと事実認定することとした。

（1）取引業者の帳簿等において、原資として整理されている契約代金に関する入金年月日、品名、金額と一致するセンターの契約が存在し、個別の取引に対応した原資からの支払いが確認されていること

（2）研究職員等への聞き取りにより本人がプリペイド方式や預け金等による発

注、納入であることを認めた取引であること

4. 研究外使用の確認

(1) 契約代金等からの確認

上記3の事実認定に基づき、納入された物品等の代金として費消されたことが確定した金額の総額を、センターが契約代金として振り込み調査期間内に取引業者の帳簿等に計上されたものの総額から差し引いた金額が、当該取引業者の帳簿等の残高と一致していることで、納入された物品等以外の用途への使用がないことを確認することとした。

(2) 納入された物品等からの確認

① 研究用試薬等については、以下の理由により、研究用以外の使用がないと判断することとした。

ア DNA合成製品等については、実験設備の整った施設等において研究用にしか使用できないものであり、当該塩基配列については研究上の個別性があり、一つ一つ配列が異なるため、特定の研究目的に用いられるものであること

イ 分析用試薬、分析用消耗品等については、実験設備の整った施設等において研究用にしか使用できないこと

② OA機器、書籍等、その他の用途の利用も可能な物品等については、研究課題との関連性の有無について、調査にあたった職員が研究職員本人に確認するとともに、専門知識を有する複数の研究職員により確認することとした。

併せて、現存する物品については、実験室等での使用状況を現物確認することとした。

Ⅲ 聞き取り調査・確認

1. 研究職員及び経理担当職員等

平成26年9月10日から12月8日にかけて、調査対象の全研究職員等 604名（現職 570名、転出者等 34名）に対し、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引、預け金等の不適正な経理処理について聞き取り調査・確認を行った。また、経理担当職員等 134名（現職 130名、転出者等 4名）に対しても聞き取り調査・確認を行った。

2. 取引業者

同期間において、研究職員等への聞き取り及びセンターの会計システムのデータから不適正な取引の疑いのあるDNA合成製品等を取引している代理店 9社及び当該代理店と取引のあるメーカー 6社への聞き取り調査を実施した。

IV 確認された事実

これらの調査の結果、以下の事実が確認された。

1. DNA合成製品等の全契約に係る調査の結果、DNA合成製品等の契約に際し、代理店9社及び当該代理店と取引のあるメーカー6社において、プリペイド方式により取引が行われたものの契約金額合計が10,099,013円、関与した研究職員18名であったことが確認された。なお、26年11月末現在の未使用残高が1,316,271円であった。
また、これまでのところ、預け金、差替え、一括払いは確認されていない。
2. 上記不適正な経理処理に係る金額のほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高1,401,613円については、センターの文書保存期間外のため、センターから取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。
3. 取引業者及び研究職員からの提出資料の確認、聞き取り調査及び研究室での現品確認を行った結果、これまでのところ、センターが取引業者に振り込んだ契約代金は、全て事実認定した物品等として費消されていた。併せて、当該物品等については、研究用以外での使用の事実は認められなかった。

V 発生要因

1. 研究上の便宜を優先

DNA合成製品等のプリペイド方式による購入は、研究の進捗に応じた迅速な発注、納品が可能であり、会計上の手続きよりも研究上の便宜を図ることを優先されることとなった。

また、養殖漁場において極めて伝染性の強い魚病の蔓延を防止するため、地方自治体等からの魚病診断依頼業務への迅速な対応が求められていた。このような背景もその誘因の一つになっている。

2. 会計・検収担当部門の対応

DNA合成製品等は、研究の進捗に応じた発注・迅速な納入が必要であるとともに、目視による現品の確認が困難であり、従来の物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われていなかったことも一因である。

研究職員は、その研究業務の性質上、迅速な研究用の物品等の調達を望む傾向があり、プリペイド方式のような発注手法が取引業者と研究職員の接触の中で利用されやすい傾向があることについて留意し、センターが組織として、その行為に対し適切に監督すべきであり、関連する内部統制の整備と運用に不備があったと言える。

3. 研究職員の公的研究費に対する認識

プリペイド方式は、研究に必要な物品等に使用されており、研究外の使用は確認されていないことから、研究費は研究目的でのみ使用するという最低限の認識はさ

れている。しかしながら、プリペイド方式を会計規程違反であるとは認識していない者、また、研究職員が取引業者に注文をしたり、研究室に配送・納入された物品を受領していたケースが複数確認されている。

これらを鑑みるに、国民の税金を原資とする公的研究費は、用途のみならず執行方法も含めて透明性を確保すべきであることへの意識や経費執行ルールに対する認識の欠如・理解不足が主たる要因のひとつに挙げられる。

VI 再発防止策

1. 取引業者と研究職員の直接取引の禁止の徹底

これまでの調査の結果、研究用消耗品等の契約について、預け金、差替え、一括払いによる契約とは異なる物品等の納入の事実は確認されなかったが、一般に、取引業者と研究職員が日常的に接触し、取引に関する交渉を直接行うことは、このような不適正な経理処理を誘発する大きな要因となり得ることを考慮し、以下の措置を講ずる。

- (1) 取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底し、この旨を、全職員に通知するとともに、研究職員から誓約書の提出を求める。
- (2) 全ての取引業者に対して、研究職員との直接取引の禁止及び検収の趣旨・内容の周知徹底を図る。
- (3) 不適正な取引があった場合には、当該業者を取引先から外すこととし、この旨を取引業者へ通知する。
- (4) DNA合成製品等の納入管理は、研究職員個人ではなく、経理責任者単位による管理とする。

2. 検収の徹底

今回の事案が、研究職員の行為に対して、契約・検収部門のチェックが十分及んでいなかったことによるものであることを踏まえ、特殊な物品等であっても、発注書と納品書、物品等の照合等の徹底といった措置が確実に行われるよう必要な体制を構築するとともに、取引業者、研究職員、経理担当職員に対しての実地検査を実施するなど関連する内部統制の整備と運用について、その有効性を確保していく。

また、研究内容、試薬の用途、必要量等について一定の知見をもった者（例えば研究職員の再雇用職員）を物品等の発注、検収等に関わらせる。

なお、取引業者に対しては、センターにおける納品場所がどこであるかについて書面等により周知徹底する。

3. 職員の意識の啓発

不適正な経理処理の要因が、契約手続きに対する理解不足と規範意識の欠如であることに鑑み、研究職員並びに経理担当職員に対して、研究費を使用するにあたっての適正な手順やルール、不正対策に関する方針等についての研修を行い、不正防止に向けた意識の啓発を図る。

一般職員及び研究職員を対象とした、経理やコンプライアンスの研修（eラーニング又はテキスト方式）を実施するに当たっては、研修効果を測定するために考査を行い、研修効果が認められない場合は、再研修及び再考査を実施するなど研修の徹底を図る。

また、研究職員に対し、研究だけではなく、コンプライアンスの遵守も研究の遂行上、必要不可欠であることを認識させることとする。

4. 内部監査機能の強化等

上記1～3の措置について確実な実行を促すために、監理室による内部監査については、書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査を実施する必要がある。

監査に際しては、契約取引の多い取引業者に対する会計帳票等の提供を求め、不審な点が認められる場合には、臨時的な監査を行う。

また、監査回数、日数を増加させ、研究現場の実態と問題点を把握し、適切な指導等を行う。

以上を実現するために、監理室を増員し、体制を強化・充実する。

また、再雇用職員の知識・経験を活用しつつ、相談窓口を充実・強化するとともに、若年層の一般職員への知識の付与を行わせ、個別相談に適確に対応できる人材育成を行う。

その他に、センターの研究不正防止に係る体制や規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（文部科学省 平成26年2月18日改正）に適合するように改善を図りつつ、研究用資材の速やかな調達等切れ目なく実施されている研究業務を効果的に進められるように、物品等の取引価格を決定する単価契約の導入や、年度末の会計システムへの入力を制限する期間の短縮等により支援体制を強化する。

こうした再発防止策が将来に渡って継続して実施され、不正経理事案の未然防止となるよう不断の改善に取り組む。

VII 今後の対応

1. 今後の調査

取引業者からの収集したデータの分析結果を基に、早期の全容解明に向け、調査を継続し、すみやかに結果をとりまとめる。

2. 研究費の返還等

(1) 調査結果を農林水産省等資金交付元へ報告し、適切に返還を行う。

(2) 取引業者の管理下にある口座残高については、適正に算定の上、返還を求める。

(3) 関係者の処分については、全容解明等を踏まえ、独立行政法人水産総合研究センター職員就業規則及び職員懲戒規程に基づき、厳正に対処する。

別紙

○ 調査委員会の構成

委員長	苑田	浩之	(弁護士)
委員	細井	和昭	(公認会計士)
委員	山下	容弘	(理事(総務・財務担当))

○ 調査委員会の開催状況

平成26年 8月29日	第1回調査委員会	議題：予備調査で明らかになった事項等の報告、調査内容の検討
平成26年10月 9日	第2回調査委員会	議題：調査経過の報告、今後の調査に当たっての注意点の検討
平成26年11月10日	第3回調査委員会	議題：調査経過の報告、中間報告書作成に向けた方針の検討
平成26年12月 1日	第4回調査委員会	議題：発生要因、再発防止策の検討、中間報告書(案)の検討
平成26年12月17日	第5回調査委員会	議題：中間報告書の決定